

空き家バンク Q & A

(所有者用)

Q. そもそも「空き家」って？

A. 寒河江市内にある「住むために建てられた建物」で、「現在使用していない住居(使用しなくなる予定のものも含む)」のことです。

Q. 空き家バンク制度ってなに？

A. 空き家の物件情報を登録して、賃貸や売却を円滑におこなうための制度です。詳しくは「寒河江市空き家バンク」リーフレットをご覧ください。

Q. どうして市ではじめたの？

A. 近年、寒河江市内でも空き家が目立ってきておりますが、市内の空き家を有効活用することで、住環境の悪化を防ぎ、併せて定住を促進し、地域の活性化を図るためです。

Q. 空き家バンクには、誰でも空き家を登録できるの？

A. 空き家の所有権を持ち（または管理している）、物件の賃貸・売買ができる方になります。なお、市内にある物件を所有している方であれば、市外に住んでいらっしゃる方でも登録可能です。

Q. 登録すればいいことある？費用はかかるの？

A. 賃貸・売却ができれば、休眠資産の有効活用が図られます。また、空き家のままにしておくと風も通らず傷みますし、防犯や防災、さらに景観の面でも好ましくありませんし、多少手を加えれば、風情のある建物に生まれ変わるかもしれません。なお、登録は無料です。

Q. 空き家バンクに空き家を登録するには、何が必要？
変更や取り消ししたい場合は？

A. 【登録の場合】「空き家バンク登録申込書」「空き家バンク登録カード」へ必要事項を記入します。抵当権が設定されている場合など、別途書類の提出が必要になる場合があります。また、現地を確認の上登録を決定します。

【変更・取消の場合】変更があった場合は、変更箇所を記載した「空き家バンク登録カード」を提出します。

登録を取り消したい場合は、「空き家バンク登録抹消届」を提出してください。なお、登録期間は3年です。再登録も可能です。

Q. 寒河江市が保証してくれるの？

A. 寒河江市は、所有者と利用希望者との橋渡し（紹介）をおこないます。利用希望者に対しては、書類による審査をしますが、寒河江市では空き家の借家人や管理を保証するものではありません。

Q. 契約まで寒河江市でやってくれるの？

A. 現地案内、手続きなどは市役所が調整役となりますが、価格などの交渉契約は、所有者と利用者の2者間でおこなう方法と、寒河江市が仲介の斡旋する山形県宅地建物取引業協会寒河江を通し契約を取り交わす方があります。

契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決をお願いします。

Q. 空き家の改修をおこなう必要があるときは？

A. 寒河江市では空き家を利用される方や空き家を所有している方の負担を軽減し、より多くの方々に空き家を活用していただくために、改修費を補助しております。

Q. 知らない人に売ったり、貸したりするのはちょっと不安……。

A. 定住希望者には、よき寒河江市民となる意志があるかということを事前に審査します。

Q. 雪降ろしとかの管理は？家の中に家財道具類も置きっ放しですが。

A. 家の中の管理は契約が決まるまで所有者が行いますが、引渡後は利用者が行います。また、家財や家電製品などの処分は、原則所有者がしなければなりません。

Q. 固定資産税などの税金、火災保険は？

A. 家の所有者が支払うことになります。

※登録が賃貸・売却を約束するものではありません。

※山形県宅地建物取引業協会寒河江を介した場合は、所定の仲介料を払います。

【寒河江市空き家バンクについての問い合わせ】

寒河江市 建設管理課 建築住宅係

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

TEL0237-85-1627 FAX0237-86-7100

URL <http://www.city.sagae.yamagata.jp>